

秋の交通労働災害防止運動

(実施期間 令和8年9月1日～30日)

トラック、乗用車、バイク等による交通労働災害により、兵庫県内で今年すでに8人※の方が亡くなられています。

昨年同時期は2人、令和7年は年間7人でした。

兵庫労働局では、交通労働災害による死亡者ゼロを目指して、今年も、秋の交通労働災害防止運動に取り組めます。

※ 今年お亡くなりになった8人の方…工場内でのダンプと自転車の接触1人、朝刊配達バイク運転中に用水路で発見された1人、を含みます。出典:労働者死傷病報告、令和8年7月末日現在。

令和8年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱

(すべての事業者に取り組んでいただきたい事項) ※抜粋

●全業種に共通

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ・管理者を選任し、管理者に対し必要な教育・研修を実施する等により安全管理体制を確立する。
- ・適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ・雇入れ時及び日常の教育を行う。

※詳しくは

秋の交通労働災害防止運動 実施要綱



<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/content/contents/002757953.pdf>

●道路貨物運送業

リスクアセスメントに取り組む。

●新聞販売業

配達員の健康状態を把握し、適切な指示を行う。
高齢者について十分配慮する。

●社会福祉施設

危険予知による運転の励行。急加速、急停止や速度超過に対し注意喚起する。



主唱者

兵庫労働局、各労働基準監督署

協賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、日本新聞販売協会近畿地区本部

※秋の全国交通安全運動は、9月21日(月)～9月30日(水)に実施されます。



厚生労働省

兵庫労働局

令和8年 死亡交通労働災害（令和8年7月31日現在）							※交通事故に分類されない災害も一部含む
件数	災害発生		業 種	職種	起因物	発生状況概要	
	月	時間					
1	1月	8時台	清掃・と畜業	清掃員	トラック	工場内で、左折した10トンドンプトラックと自転車に乗っていた被災者が接触した。	
2	1月	7時台	製造業	作業 者・技 能者	トラック	県道の交差点において、バイクを運転していた被災者が、トラックと出会い頭に衝突した。	
3	2月	5時台	運輸交通業	運転者	トラック	3トントラックを運転していた被災者が、路肩に駐車していた10トントラックに後方から衝突した。	
4	3月	10時台	商業	営業	乗用車	高速道路の料金所の分離帯に衝突し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。	
5	3月	3時台	商業	運転者	トラック	配送先で納品を終え、自社トラックで高速道路を走行中の被災者が、逆走車と正面衝突したものの。	
6	4月	21時台	運輸交通業	バス運転者	乗用車	バスを入庫後、終業点呼のために、車庫から離れた場所にある営業所に向かうためバイクで公道上を走行中、右折をしてコンビニエンスストアに入ろうとした対向車に激突されたものの。	
7	6月	13時台	運輸交通業	貨物自動車運転者	トラック	トラックを運転し高速道路を走行中、前方を走行していた別のトラックに追突し死亡したものの。	
8	6月	3時台	商業	新聞配達	水	バイクで朝刊配達中の労働者が、台風のため増水していた用水路に転落し、約300メートル下流で発見されたものの。	



● 交通労働災害について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

